

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業ミッションは、利益を出しつつ、それぞれのステークホルダーに対する責任を果たすことにあります。経営環境のめまぐるしい変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
寺井 和彦	1,195,000	44.44
松田 元	269,100	10.00
株式会社SBI証券	90,800	3.37
熊倉 次郎	75,000	2.78
デジタルデザイン役員持株会	70,400	2.61
日本証券金融株式会社	30,600	1.13
佐々木 永年	27,300	1.01
富岡 伸成	23,800	0.86
村山 俊彦	20,000	0.74
BMJ GCN CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FF-AC)	19,200	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

平成28年11月4日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書において、藤澤信義氏は平成28年10月28日付で、筆頭株主寺井和彦氏(以下、「寺井氏」という。)との間で、発行者の臨時株主総会が開催され、かつ、当該臨時株主総会において、寺井氏が発行者に対して送付した株主総会招集記載の取締役選任議案の承認可決されることを条件として、当該臨時株主総会の翌営業日をもって、寺井氏から発行者の普通株式860,000株を譲り受ける株式譲渡契約を締結した旨が記載されているものの、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記の大株主の状況には含めておりません。

藤澤 信義/860,000株/31.96%

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤澤 信義	他の会社の出身者											○
糸井 琢弥	他の会社の出身者											○
山元 秀樹	他の会社の出身者											○
浦井 大一	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤澤 信義		_____	同氏は、上場会社での経営経験が豊富であり、また、コーポレート・ガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しており、専門的立場から指導いただくと共に当社の経営全般に対する公平な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

系井 琢弥	○	——	同氏は、コーポレート・ガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しており、専門的立場から指導いただくと共に当社の経営全般に対する公平な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
山元 秀樹		——	同氏は、多数の企業経営に携わり、コーポレート・ガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しており、専門的立場から指導いただくと共に当社の経営全般に対する公平な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
浦井 大一		——	同氏は、当社とは異なるバックグラウンドにおける経営に携わり、コーポレート・ガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しており、専門的立場から指導いただくと共に当社の経営全般に対する公平な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査および内部統制監査の手続き並びに監査結果の概要につき報告を受け、意見交換を行います。また、常勤監査役は、効率的な監査の遂行のため、内部監査室と定期的及び必要の都度相互の情報交換や意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
泉 信彦	他の会社の出身者													○
大出 悠史	他の会社の出身者													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉 信彦		――	同氏は、会社経営の経験が豊富であり、また、コーポレート・ガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しております。また、同氏と当社との間に人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はなく、公正な立場から監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
大出 悠史		――	同氏は、コーポレート・ガバナンス、経済、経営における高い知見と経験を有しており、また、当社との間に人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はなく、公正な立場から監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成29年3月8日に経営陣が刷新したばかりであり、今後の事業の推移により、ストックオプション制度導入は検討して行きます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額は、株主総会の決議によって定め、各取締役への配分や改正については代表取締役に一任しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、株主総会の決議によって定め、各取締役への配分や改正については代表取締役に一任しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局より定期的に開催される取締役会に上程する議案につき、事前に資料等の送付および情報提供を行っております。

また、監査役会においても同様、監査役会事務局より定期的に開催される監査役会に上程する議案につき、事前に資料等の送付および情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、原則、毎月1回開催し、業務執行にかかる重要事実の決定機関として、法定及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議すると共に、取締役の職務執行状況の監督をしております。

また、必要がある場合には臨時に取締役会を開催し、経営上の重要な事項における迅速な意志決定を図っております。なお、取締役は、提出日現在8名のうち、半数の4名が社外取締役です。

監査役会は、提出日現在3名の監査役で構成されており、うち2名が社外監査役です。監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や決算書類等の閲覧を通じて、取締役の職務遂行状況等の監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営判断の迅速性の確保、経営効率の向上及び取締役相互間の監査体制に実効性を持たせ、取締役の業務執行の適法性、妥当性への牽制機能は、社外監査役の取締役会への出席、意見陳述や日常の監査により確保できているとの認識により、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	月末日を極力避けた日程で調整しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	R担当役員、IR事務連絡責任者等を選任しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報開示規則を制定し、情報開示の基本的な考え方を明示し、役員および従業員に周知しております。 <以下規則より抜粋> 当社は上場会社として、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めるものとする。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。 <以下抜粋> 当社は、株主や投資家の方々に、「充実した情報」を「公平」かつ「迅速」にお知らせするためにIR(Investor Relations)活動を行っています。 決められた重要事実公開手順を踏まえ、業績結果、財務内容、トップマネジメントが持つ将来ビジョンや経営戦略を、「わかりやすく」、「正確」に伝えることを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は以下です。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」に基づいた社内規程を整備し、取締役および従業員に周知徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、経営会議議事録等、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、保存期間も含め「取締役会規程」「経営会議規程」に明記し徹底を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、弁護士を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整えるものとしております。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

取締役会は、原則、毎月1回開催し、業務執行にかかる重要事実の決定機関として、法定及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議すると共に、取締役の職務執行状況の監督をしております。また、必要がある場合には臨時に取締役会を開催し、経営上の重要な事項における迅速な意志決定を図っております。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規則」を制定し、内部統制担当者が内部統制の文書化を行い、整備・運用状況の有効性を評価しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会など重要な会議に出席して意見を述べるほか、経営陣に対して経営に関する報告を求めるなど適法性、妥当性を検証し、公正な監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為は行わないことを基本方針としています。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

「行動指針」の中に明示し、取締役および全従業員等に周知徹底を図っております。なお、本年度より「コンプライアンス規程」を制定し、取締役および全従業員等に向けたコンプライアンス研修を年1回程度実施する計画です。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針

当社は上場会社として、投資者への適時、適切な会社情報の開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めてまいります。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関しては、事前に情報開示チェックシートを用いて、その開示の要否の検討および開示の内容、時期等の確認を実施し、取締役会決議の上、情報取扱責任者もしくは情報取扱責任者補助者の指示に基づき開示手続きを実施いたします。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関しては、当社および子会社から収集された情報は、情報取扱責任者に報告され、情報開示チェックシートを用いて、その開示の要否の検討および開示の内容の確認を実施します。情報取扱責任者もしくは情報取扱責任者補助者により開示が必要と判断した場合は、速やかに開示手続きを実施し、事後的に取締役会に報告します。

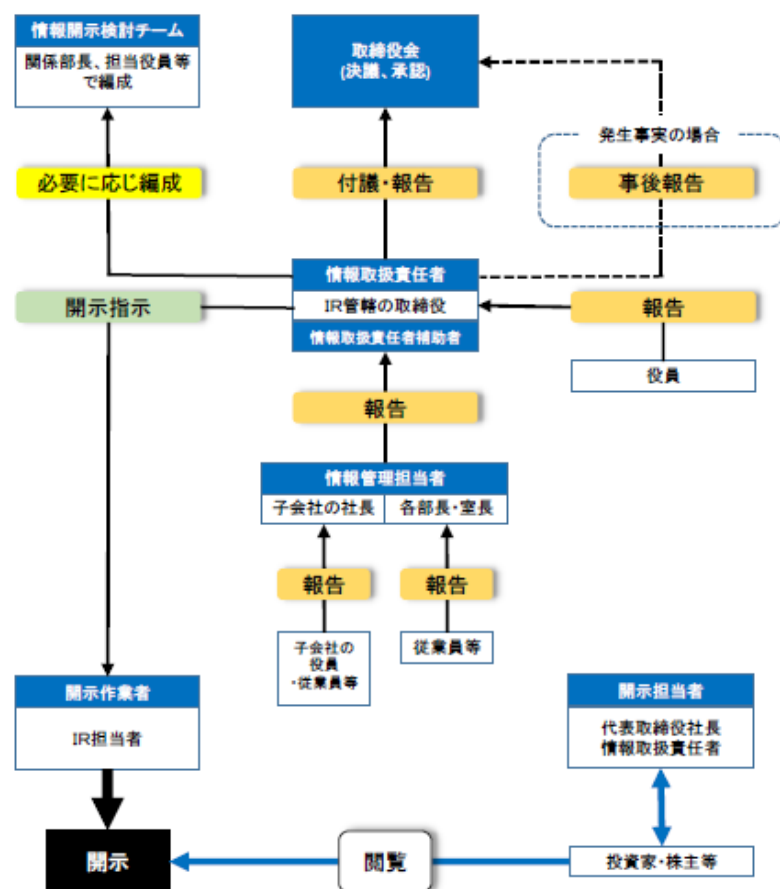
(3) 決算情報に関する情報

決算情報に関しては、取締役会決議の上、情報取扱責任者もしくは情報取扱責任者補助者の指示に基づき開示手続きを実施いたします。

3. 適時開示を理解するための活動

当社は、適時開示の重要性を理解するために、適宜、社内研修の実施、外部研修の受講を実施するほか、適時開示に関する情報管理等については社内に周知徹底しております。

情報開示体制



担い手	役割
情報取扱責任者	役員・従業員等からの情報の集約 外部情報の収集 「情報開示規則」に則った開示指示 「発生事実」の開示判断による開示作業
開示担当者	情報取扱責任者の指示による開示作業
情報開示検討チーム	「発生事実」の開示要否の検討
取締役会	開示内容等の承認

コーポレート・ガバナンス体制

